れる兩語の一方を寫したりとせらるゝ文字を以て、更に他方の語に該當せしめんとせらるゝに至りては余輩は其の可なる所以を認むる能はず、もし「乿卽軍字」の說に據り得べくんば、此の語は滿洲語、女眞語に明らかに存し、契丹にもまた必らず存したるべき ćooha（軍）を寫したるものと見るべきならん。されど余は「乿卽軍字」の解釋を重要視せざること前述の如し、遼史國語解に見ゆる「糺軍名」もしくは「遙輦糺」を「遙輦帳下軍也」と解けるは、或は乿は軍隊の義なりと解釋せらるべけれど、然も若し此の如く解かんには、遼・金の軍隊は皆乿と呼ばれざる可らざる筈なるに、此等の兩朝には乿軍ならざる多くの諸軍の存せしこと、遼史金史等の兵志に見ゆるが如し、されば唯だ西北方の蒙古人の防禦、若くは陵墓宮殿の護衞に任じたる軍を乿といひ、また其の軍に屬するものを乿人、或は乿族（蒙韃備錄に糺族と作れるもの）といふは、廣く軍なる意を有する ćooha を寫したるものとは見る能はず、思ふに遼史語解の「糺軍名」といへるは、遼の諸軍中の一に乿と名くる軍ありしことをいへるものにして、乿に軍の意が存するをいへるには非るべし、學士は乿の原語を、何等數に於ては制限なく、而して極めて一般的の戰なる語（學士は軍と同義と解せられたるべきか）sarig, šāri, cherig 等に求めんとせられたること前述の如し、然もまた本論の末尾に於て、五十騎一乿なる見解より、「乿軍編成の單位は五十騎より成る乿なりしより、その軍を乿軍とよびしには あらざるか」と說れたり、今此の兩個の觀念を結び付くる時は、畢竟蒙古語、契丹語、女眞語の sarig, šāri, cherig 等は五十騎を單位とせる軍なるべしとの結論を得べし、されど此の如きは學士の意にはあらざるべし、その は兎も角余は乿を以て軍の義とは解し難く軍の名假令ば遼の護駕軍、屬珊軍、遠探欄子軍等の護駕、屬珊、遠探欄子等と對次すべき名稱なるべしとなすの當れるを思ふ、然も其の原語に至りては今知る所なきを憾とす、學士の